

議案第14号

つくばみらい市下水道条例等の一部を改正する条例

(つくばみらい市下水道条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市下水道条例（平成18年つくばみらい市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（排水設備指定工事店の指定）」に改め、同条第1項中「が排水設備等の工事に関し、技能を有するものとして指定した」を「又は市長の指定を受けた」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が指定をした者が工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条の2第3項第1号中「次条第1項第5号」を「次条第5号」に改める。

第26条第1号中「第12条第1項」を「第12条」に改める。

(つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例（平成18年つくばみらい市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」の次に「又は市長」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が指定をした者が工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例（平成18年つくばみらい市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」の次に「又は市長」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が指定をした者が工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(つくばみらい市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市水道事業給水条例（平成18年つくばみらい市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

国からの通知を受け、災害時に迅速な給排水設備の復旧工事が行えるよう、災害その他非常の場合においては、他の市町村や他の市町村が指定をした工事事業者であっても、本市の工事が施工できるよう条例の一部を改正するものです。